統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																
1901.10		育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）																
		1 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																
		(1)乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	28%＋799円/kg				無税											
	111	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	(25%)													KG
	119	ー その他のもの			23.8%＋679円/kg													KG
		(2)その他のもの	28%＋1,363円/kg				無税											
	121	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	(25%)													KG
	129	ー その他のもの			23.8%＋1,159円/kg													KG
		2 その他のもの																
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																
	211	A 砂糖を加えたもの	28%		23.8%		無税								23.8%			KG
	219	B その他のもの	25%		21.3%		無税	18.6%		17.3%		18.6%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%		KG
		(2)その他のもの																
	221	A 砂糖を加えたもの	24%		(24%)		無税											KG
	229	B その他のもの	16%		13.6%		無税											KG
1901.20		第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地																
		1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																
		A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	28%＋799円/kg				無税											
	111	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	(25%)													KG
	112	ー その他のもの			23.8%＋679円/kg													KG
		B その他のもの	28%＋1,363円/kg				無税											
	116	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	(25%)													KG
	117	ー その他のもの			23.8%＋1,159円/kg													KG
		(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）																
		A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	(442円/kg)															
	122	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	128	ー その他のもの		54円/kg	*(375円/kg)													KG
		B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	(106円/kg)				無税											
	131	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	139	ー その他のもの		27.40円/kg	*(90円/kg)													KG
		C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	(98円/kg)				無税											
	141	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	149	ー その他のもの		31円/kg	*(83円/kg)													KG
		D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																
		(a)小麦でん粉を含有するもの	(158円/kg)				無税											
	151	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	152	ー その他のもの		34.40円/kg	*(134円/kg)													KG
		(b)その他のもの	140円/kg															
		ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																
	156	ーー 砂糖を加えたもの		25%	(25%)													KG
	157	ーー その他のもの		16%	(16%)													KG

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)									単位 Unit	
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
	159	ー その他のもの			119円/kg													KG
		(3)米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	(442円/kg)															
	162	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	168	ー その他のもの		54円/kg	*(375円/kg)													KG
		2 その他のもの																
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																
	211	A 砂糖を加えたもの	28%		23.8%		無税								23.8%			KG
	219	B その他のもの	25%		21.3%		無税								21.3%			KG
		(2)ケーキミックス																
	222	A 砂糖を加えたもの	28%		23.8%		無税											KG
		B その他のもの			12%													
	223	(a)小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	16%				無税											KG
	224	(b)その他のもの	20%				無税											KG
		(3)その他のもの																
		A 砂糖を加えたもの																
		(a)しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	24%		(24%)		無税											
	231	ー 米粉調製品																KG
	232	ー 小麦粉調製品																KG
	233	ー その他のもの																KG
		(b)その他のもの	28%		23.8%		無税											
	234	ー 米粉調製品																KG
	235	ー 小麦粉調製品																KG
	239	ー その他のもの																KG
		B その他のもの	16%				無税											
	241	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）			13.6%													KG
		ー その他のもの			(16%)													
	242	ーー 米粉調製品																KG
	243	ーー 小麦粉調製品																KG
	249	ーー その他のもの																KG
1901.90		その他のもの																
		1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）																
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）																
		A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	35%＋799円/kg				無税											
	131	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%	(21%)													KG
	132	ー その他のもの			29.8%＋679円/kg													KG
		B その他のもの	35%＋1,363円/kg				無税											
	136	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%	(21%)													KG
	137	ー その他のもの			29.8%＋1,159円/kg													KG
		(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）																
		A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	(442円/kg)															
	142	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	148	ー その他のもの		54円/kg	*(375円/kg)													KG
		B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	(106円/kg)				無税											
	151	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	159	ー その他のもの		27.40円/kg	*(90円/kg)													KG
		C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	(98円/kg)				無税											
	161	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	169	ー その他のもの		31円/kg	*(83円/kg)													KG
		D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																
		(a)小麦でん粉を含有するもの	(158円/kg)				無税											

統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
	171	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	172	ー その他のもの		34.40円/kg	*(134円/kg)													KG
		(b)その他のもの	140円/kg															
		ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																
	176	ーー 砂糖を加えたもの		25%	(25%)													KG
	177	ーー その他のもの		16%	(16%)													KG
	179	ー その他のもの			119円/kg													KG
		(3)もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	(442円/kg)															
		〔1〕米の含有量が全重量の30%以下のもの			(25%)		無税											
		*〔i〕砂糖を加えたもの																
	583	*1 しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		24%														KG
	585	*2 その他のもの		25%														KG
	586	*〔ii〕その他のもの		16%														KG
		〔2〕その他のもの																
	587	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	588	ー その他のもの		54円/kg	*(375円/kg)													KG
		2 その他のもの																
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																
		A 砂糖を加えたもの																
		(a)しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	28%				無税											
	211	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			(28%)										28%			KG
		ー その他のもの													23.8%			
	216	ーー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム			23.8%													KG
	217	ーー その他のもの			23.8%													KG
	219	(b)その他のもの	35%		29.8%		無税								29.8%			KG
		B その他のもの	25%				無税								21.3%			
	221	ー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム			21.3%											20.6%		KG
	229	ー その他のもの			21.3%													KG
	230	(2)麦芽エキス	9.6%		9%	4.5%	無税								8.6%	4.4%		KG
		(3)その他のもの																
		A 砂糖を加えたもの																
		(a)しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	24%		(24%)		無税											
	241	ー 米粉調製品																KG
	242	ー 小麦粉調製品																KG
	243	ー その他のもの																KG
		(b)その他のもの	28%				無税											
		ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			(28%)													
	246	ーー 米粉調製品																KG
	247	ーー 小麦粉調製品																KG
	248	ーー その他のもの																KG
		ー その他のもの			23.8%													
	251	ーー 米粉調製品																KG
	252	ーー 小麦粉調製品																KG
	253	ーー その他のもの																KG
		B その他のもの	16%				無税											
	261	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）			13.6%													KG
		ー その他のもの			(16%)													
	266	ーー 米粉調製品																KG
	267	ーー 小麦粉調製品																KG
	269	ーー その他のもの																KG
19.02		スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）																
		パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）																
1902.11	000	卵を含有するもの	40円/kg		30円/kg		無税											KG
1902.19		その他のもの																
	010	1 ビーフン	32円/kg		27.20円/kg		無税											KG
		2 その他のもの	40円/kg				無税											
		ー マカロニ及びスパゲッティ			30円/kg													
	093	ーー スパゲッティ																KG
	094	ーー マカロニ																KG
		ー その他のもの			34円/kg													
	092	ーー うどん、そうめん及びそば																KG
	099	ーー その他のもの																KG
1902.20		パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）																
		1 砂糖を加えたもの																
		(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	6%				無税											
	111	ー ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			5.1%													KG
	119	ー その他のもの			5.1%													KG
		(2)その他のもの	28%				無税											
	191	ー ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			23.8%													KG
	199	ー その他のもの			23.8%													KG
		2 その他のもの																
		(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	6%				無税											
	211	ー 牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			5.1%													KG
	219	ー その他のもの			5.1%													KG
		(2)その他のもの	25%				無税											
	221	ー 牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			21.3%													KG
	229	ー その他のもの			21.3%										21.3%			KG
1902.30		その他のパスタ																
		1 砂糖を加えたもの	28%				無税											

統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
	110	ー ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			23.8%													KG
	190	ー その他のもの			23.8%										23.8%			KG
		2 その他のもの	25%				無税								21.3%			
	210	ー ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの			21.3%													KG
	290	ー その他のもの			21.3%													KG
1902.40	000	クースクース	40円/kg		24円/kg	12円/kg	無税								22.91円/kg			KG
19.03																		
1903.00	000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	16%		9.6%		無税	7.2%		6.0%	7.2%	6.4%	8.4%	8.0%	8.7%	8.0%		KG
19.04		穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）																
1904.10		穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品																
	010	1 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。）	15.4%		11.5%		無税											KG
		2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																
		(1)米のもの	(402円/kg)															
	211	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	212	ー その他のもの		49円/kg	*(341円/kg)													KG
		(2)小麦（ライ小麦を含む。）のもの	(100円/kg)				無税											
	221	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	229	ー その他のもの		26.20円/kg	*(85円/kg)													KG
		(3)大麦（裸麦を含む。）のもの	(75円/kg)				無税											
	231	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	239	ー その他のもの		26.60円/kg	*(64円/kg)													KG
	300	3 その他のもの	19.2%		16.3%		無税								16.3%			KG
1904.20		いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品																
	100	1 朝食用穀物調製品	15.4%		11.5%		無税											KG
		2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																
		(1)米のもの	(402円/kg)															
	211	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	212	ー その他のもの		49円/kg	*(341円/kg)													KG
		(2)小麦（ライ小麦を含む。）のもの	(100円/kg)				無税											
	221	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	229	ー その他のもの		26.20円/kg	*(85円/kg)													KG
		(3)大麦（裸麦を含む。）のもの	(75円/kg)				無税											
	231	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		19.2%	(19.2%)													KG
	239	ー その他のもの		26.60円/kg	*(64円/kg)													KG
	300	3 その他のもの	19.2%		16.3%		無税											KG
1904.30		ブルガー小麦	(100円/kg)				無税											
	010	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	090	ー その他のもの		26.20円/kg	*(85円/kg)													KG
1904.90		その他のもの																
		1 米のもの	(402円/kg)															
	110	*[1]米の含有量が全重量の30%以下のもの		25%	(25%)		無税											KG
		*[2]その他のもの																

統計番号 Statistical code 番号 H.S. code		品名 Description	関税率 Tariff rate 基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA) シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	単位 Unit I	II
	120	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	130	ー その他のもの		49円/kg	*(341円/kg)													KG
		2 小麦又はライ小麦のもの	(100円/kg)				無税											
	210	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	290	ー その他のもの		26.20円/kg	*(85円/kg)													KG
		3 大麦又は裸麦のもの	(75円/kg)				無税											
	310	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG
	390	ー その他のもの		26.60円/kg	*(64円/kg)													KG
	400	4 その他のもの	25%		21.3%		無税											KG
19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品																
1905.10	000	クリスプブレッド	12%		9%	4.5%	無税	7.9%		3.7%		3.9%			9%	4.2%		KG
1905.20	000	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	30%		18%	9%	無税	15.8%		7.3%		7.9%			17.2%	8.4%		KG
		スイートビスケット、ワッフル及びウエハー																
1905.31	000	スイートビスケット	24%		20.4%		無税								20.4%			KG
1905.32	000	ワッフル及びウエハー	30%		18%	15%	無税				13.3%		14.7%		17.7%			KG
1905.40	000	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	12%		9%	4.5%	無税	7.9%		3.7%		3.9%			9%	4.2%		KG
1905.90		その他のもの																
	100	1 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	12%		9%		無税											KG
	200	2 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	6.4%		6%		無税											KG
		3 その他のもの																
		(1)砂糖を加えたもの																
	311	A あられ、せんべいその他これらに類する米菓	40%		34%		無税											KG
	312	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	24%		15%		無税								15%			KG
	314	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.6%		9%		無税	7.9%		7.3%	6.8%	7.9%	8.4%	8.4%	8.6%	8.2%		KG
		D その他のもの	30%			15%	無税											
	313	ー ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			24%										23.2%			KG
	319	ー その他のもの			25.5%										24.5%			KG
		(2)その他のもの																
	321	A あられ、せんべいその他これらに類する米菓	35%		29.8%		無税											KG
	322	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	20%		13%		無税								13%			KG
	323	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.6%		9%		無税	7.9%		7.3%	6.8%	7.9%	8.4%	8.4%	8.6%	8.2%		KG
	329	D その他のもの	25%		21.3%	12.5%	無税								20.5%			KG